

いじめのない環境づくりを一丸となって進めましょう！

北海道いじめ防止基本方針を改定しました



平成26年8月、北海道と北海道教育委員会は、いじめの防止等に向けた取組を学校、家庭、地域社会、行政が一体となって進められるよう「北海道いじめ防止基本方針」をつくり、取組を進めてきましたが、この度、より一層、取組を充実させるため本基本方針を改定しました。このリーフレットは基本方針の趣旨をふまえ、いじめのない社会づくりに向けて、子どもやその保護者にも理解してほしいことをまとめたものです。

生徒の皆さんへ どんな理由があってもいじめは絶対に許されません！

いじめとは・・・？

「いじめ防止対策推進法」の第2条にも規定されていますが、行為の対象となった生徒が苦痛を感じていたら、それはいじめとなります。

具体的ないじめの態様は、次のようなものがあります。

- 悪口
- たたいたり、けったり
- 物をかくしたり、いたずらしたり
- 仲間はずれや無視
- インターネット上に嫌なことを書き込んだり、嫌なことをしたりする など



「いじめられる子にも原因がある」ということを聞くことがあります、どんな理由があろうとも許されるいじめなど一切ありません。

いじめのない環境をつくるには、何が必要かをみんなで考えましょう！！

- ・いじめは、人権に関わる重大な問題であり、いじめを理由に登校できなくなったり、命を落としたりする生徒もいる。
- ・周囲ではやしたてたり、見て見ないふりをしたりすると、いじめはなくなるどころか、一層、深刻化する。
- ・いじめは、卑怯な行為である。
- ・互いの違いを認め合い、支え合うことのできる環境をつくるため、生徒が主体となって、いじめの問題を自分たちのこととして捉え、考え、議論する。
- ・全ての学校でいじめ防止基本方針を策定し、いじめの未然防止に関わる取組や、いじめが発生した際の対応を示しているので、先生方から必ず自校の基本方針を確認する。
- ・辛いときに、SOSを発することは、恥ずかしいことではなく、いじめを見かけたり、いじめられたりしたときには、信頼できる大人に相談する。
- ・学校によっては、スクールカウンセラーなど、生徒の相談を受ける専門家が配置されている場合があり、先生方に確認の上、相談を受けることができます。

保護者の皆様へ いじめの芽はどの児童にも生じ得る問題です！

国が実施した追跡調査から、「いじめられっ子」や「いじめっ子」は固定化されておらず、多くの子どもが入れ替わりながらいじめに巻き込まれることが分かっています。こうしたことから、いじめは全ての子どもたちに関わる問題ととらえる必要があります。

北海道いじめ防止基本方針で示されている保護者の責務

- 子どもに家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むよう努める。
- 子どもの成長段階を踏まえ、必要に応じて自ら範を示すなどして基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナーを身に付けさせる。
- 日頃から家庭において、その保護する児童生徒との会話や触れ合いを通して、生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努める。

もしも、子どもがいじめの被害者になってしまったら・・・

子どもの気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、学校や関係機関と連携し対応することが大切です。

保護者の皆様へ 学校や教育委員会の取組を御理解ください！

- 全ての学校が、保護者や地域住民の協力を得て「学校いじめ防止基本方針」を策定し、入学式など様々な場面で基本方針の説明を行い、児童、保護者、地域に周知します。
- 全ての学校が、「学校いじめ対策組織」をつくり、いじめの相談や通報に対応するとともに、いじめが起きた場合には、指導方針や支援策をたて、組織的に対応します。
- 教育委員会は、子どもや保護者が希望する場合に、スクールカウンセラーや専門家による相談を受けられるように準備しています。
- 地域の住民は、子どもたちがいじめを受けている、又はその疑いがあると気付いたときには、速やかに、連絡・通報できることになっています。

いじめ等の相談や通報を受ける窓口

子ども相談支援センター

電話 0120-3882-56
メール doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp
24時間体制で応対します
匿名でも相談ができます

子ども人権110番

電話 0120-007-110
月曜日から金曜日まで
8時30分～17時15分まで

札幌市いじめ電話相談

電話 0120-1278-30 月曜日から金曜日の9時から20時まで
札幌市に住む人は相談できます

